

コンピュータチェック事例コード

48SJ990757201

コンピュータチェック内容

前月以前に既に確定された弱視又は不同視があり、同日に屈折検査（6歳未満）と矯正視力検査（1以外）が算定された場合にチェックを実施。

コンピュータチェック根拠

弱視又は不同視と診断された患者に対して、眼鏡処方箋の交付を行わずに矯正視力検査を実施した場合には、小児矯正視力検査加算として、所定点数に加算する。この場合において、矯正視力検査は算定しないとされています。

グラフの見方

- 棒グラフ(該当レセプトの審査結果)
コンピュータチェックの対象となる診療行為(医薬品、特定器材)を算定している目視対象レセプト 1万件当たり、当該コンピュータチェックの内容に該当したレセプト件数
- 折れ線グラフ(該当レセプトの査定・返戻割合)
コンピュータチェックの対象となった項目が 査定・返戻となった割合

【棒グラフ凡例】 審査の結果

査定	返戻	: 設定根拠どおり
請求どおり 職員	請求どおり 審査委員	: 検証が必要

審査結果の概要

- 全国の査定・返戻割合 81.53%
- 検証対象都道府県 32

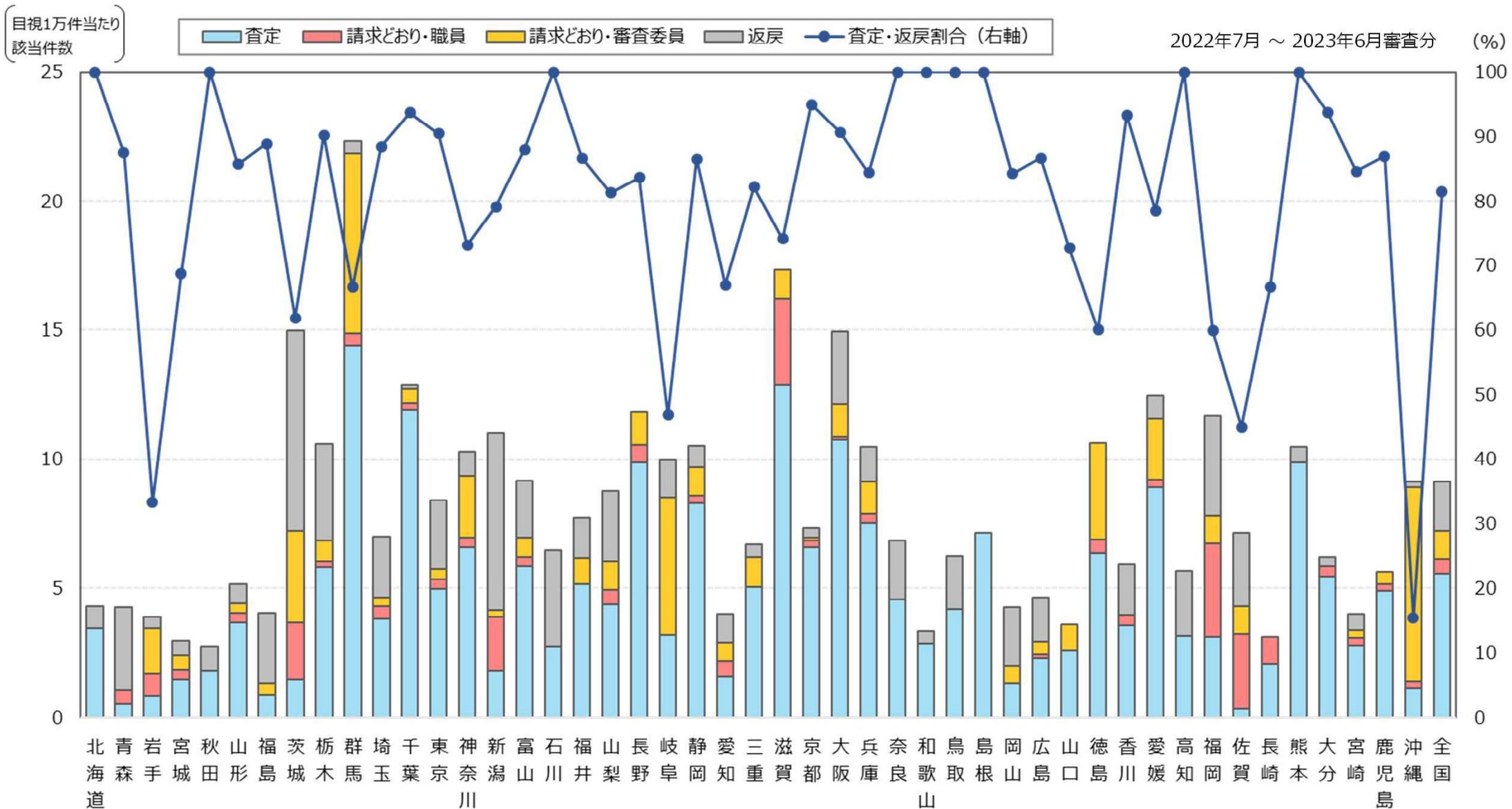
検証観点	都道府県※	備考
査定・返戻割合が低い	沖縄、岩手、佐賀、岐阜、福岡、徳島、茨城、群馬、愛知、宮城、山口、神奈川、滋賀、愛媛、新潟、山梨	査定・返戻割合の低い順
請求どおり・職員	福岡、滋賀、佐賀、茨城、新潟、岩手、長野、愛知、山梨、徳島、埼玉、群馬、東京、宮城、山形、富山	対象1万件当たり件数の多い順
請求どおり・審査委員	沖縄、群馬、岐阜、徳島、茨城、神奈川、愛媛、岩手、長野、大阪、兵庫、三重、滋賀、静岡、山梨、佐賀	//

※検証対象都道府県が16を超えたため、16都道府県を限度に表記している

該当件数（全国）	当該コンピュータチェックの内容に該当	3,167件
設定根拠どおりの審査	査定・返戻の計	2,582件
検証を必要とする審査	請求どおり	585件

コンピュータチェック対象:矯正視力検査（1以外の場合）

医科



該当件数	55	8	9	16	6	14	18	110	51	93	130	191	417	235	48	25	19	15	16	55	47	104	88	28	62	59	514	173	21	7	6	12	19	30	11	20	15	42	9	219	20	3	36	16	13	23	39	3,167
請求どおり件数	0	1	6	5	0	2	2	42	5	31	15	12	40	63	10	3	0	2	3	9	25	14	29	5	16	3	48	27	0	0	0	0	3	4	3	8	1	9	0	88	11	1	0	1	2	3	33	585

【該当件数】 当該コンピュータチェックの内容に該当したレセプト件数